

勤労者に住宅資金を融資

**融資額は40万円～200万円
申込期限は4月30日まで**

市と県労働金庫がタイアップして、住宅を建てる人、宅地を購入する人に資金を融資する制度を設けました。この制度は「富士市勤労者住宅建設資金制度」といい、持家が取得しやすいようにするために設けたものです。

融資の対象は、勤労者で自分が住む家を建てる場合、あるいは自分が住む家の敷地を購入する場合で、次のことに該当する人です。

- 富士市に2年以上住んでおり、これからも引続き住む人。
- 市税を完納している人。
- 富士市および県労働金庫が認めた人。

建物または敷地の規模にも制限があります。住宅の場合は、住宅の部分が30平方メートル以上120平方メートル以下です。宅地を購入する場合は150平方メートル以上300平方メートル以内で、住居地域の土地を購入するときです。

貸付けの条件は次のとおりです。

■融資額は

40万円以上200万円以内です。(土地と建物と重複した融資は受けられません)

■貸付け金利は

- 5年の場合が6.3%。
- 10年の場合が6.5%。
- 18年の場合は10年まで6.8%。11年目以後は労働金庫の金利になります。

■返済方法は

貸付けの翌月から元利均等月賦または半年賦併用償還です。

- ※100万円借りると返済額は、5年の場合が月額19576円(21000円)、10年の場合11477円(13100円)18年の場合8442円(99

00円)になります200万円借りると10年の場合22954円(26200円)、18年の場合16884円(19800円)になります。

()内は労働金庫で単独で借りる場合です。

■申込み期間は

昭和47年4月1日から昭和47年4月30日まで。

■申込み先は

静岡県労働金庫富士支店(富士市水戸島 電話61-0808)

※このほか、不明のことは労働金庫富士支店へお問い合わせください。



【勤労者の持家に資金を融資します】

ねたきり老人の医療費用を助成します

…老人医療費助成要綱を設置…

老人福祉の向上をはかるため、市内に約200人いると思われるねたきり老人の健康を守り、生活の安定をはかるため、4月から医療費の助成を行なっていきます。助成は、3月定例市議会で審議された「富士市老人医療費助成要綱」によつて行ないます。

医療費を受けられるのは、住民基本台帳に登録されている70才以上のお年寄り、2カ月以上病床にあり、日常生活を自分ひとりでおくることのできない人です。また、本人または扶養している人の所得が、国民年金法の老令福祉年金の所得制限以下の場合です。

市が助成する医療費は、療養にかかった費用から、保険給付額、附加給付額などを差し引いた額です。

医療費の助成を希望する人は、申請書に被保険者証、国民年金証書または所得状況を確認できる書類、附加給付内容証明書を添えて、市福祉事務所(本庁2階)へ申込みをしてください。申請があると市は内容を審査し、該当している人には「老人医療証」を交付します。医療証が

ないと医療費は助成されませんので、該当する人は早めに申請してください。

なお、認定されると市内の医療機関はもとより、市外の医療機関で診療を受ける場合も対象になりますが、市外で診療を受ける場合はあらかじめ申出をしてください。

「みどりの課」を新設 5月から発足します

豊かな緑のあるまちづくりを進めるため5月から新しく「みどりの課」を設置します。「みどりの課」は、都市開発部に所属します。

事務分掌は、都市緑化の総合計画都市公園に関する事、街路樹や花だんなどに関する事、風致地区に関する事などが主なものです。今年度は総合運動公園など6公園の造成、アメリカシロヒトリの駆除、街路樹の整備、家庭への苗木

の配布など行ない、緑のスペースをできるだけ多くしていきます。

緑化運動は長期的な構想をたて、市民みなさんの積極的な協力がなければ効果があがりません。このため、花の会、花木組合など37の民間団体の協力で「緑化推進市民会議」を結成し、効果的な運動をくりひろげていきます。また、市役所内にも「緑化推進本部」を設け、市民会議と協力して計画をすすめていきます。

なお、緑化計画については次号の「広報ふじ」でくわしくお知らせします。